

厚生労働省発表  
平成18年12月14日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部  
障害者雇用対策課  
課長 土屋 喜久  
主任障害者雇用専門官 白 兼 俊 貴  
障害者雇用専門官 澤 口 浩 司  
電話 5253-1111(内)5784, 5857  
3502-6775(直通)

## 民間企業の障害者の実雇用率は、1.52%

(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成18年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

民間企業（56人以上規模の企業）においては、

- 雇用されている障害者の数（注）が、前年に比べて5.5%（約1万5千人）増加し、約28万4千人となったこと
- 実雇用率が、前年に比べて0.03%ポイント上昇し、1.52%となったこと（精神障害者が実雇用率の算定対象とされていなかった前年と同様に算定すると、前年に比べて0.02%ポイントの上昇で、1.51%）
- 法定雇用率達成企業の割合が、前年に比べて1.3%ポイント上昇し、43.4%となったこと

等、障害者雇用の着実な進展が見られる（実雇用率が1.5%台となったのは、初めて）。

しかしながら、

- 中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業においては、実雇用率（1.27%）が企業規模別で最も低くなっていること
  - 1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は高い水準（1.69%）にあるものの、法定雇用率達成企業の割合（36.9%）が企業規模別で最も低くなっていること
- 等、引き続き改善を要する点も多い状況となっている。

このため、厚生労働省としては、新しい指導基準（11 ページ参照）に基づき、民間企業に対する障害者雇用率達成指導を強化するとともに、公的機関についても、障害者雇用率達成指導の目標を設定して、一層の指導の徹底を図っていくこととしている。

また、昨年の障害者雇用促進法の改正により、平成18年4月1日から精神障害者が実雇用率の算定対象とされたが、今般の集計では、民間企業に雇用されている精神障害者の数（注）は1,917.5人となっており、引き続き、障害者雇用率制度や各種の雇用支援策の活用を通じて、その雇用の促進を図ることとする。

（注）雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は283,750.5人で、前年より5.5%（約1万5千人）増加した。

このうち、身体障害者は238,267人、知的障害者は43,566人、精神障害者は1,917.5人であった。

実雇用率は1.52%（前年は1.49%）、法定雇用率達成企業の割合は43.4%（前年は42.1%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

### ○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、

\* 1,000人以上規模企業（1.69%）及び500～999人規模企業（1.53%）は、それぞれ上回ったが、

\* 300～499人規模企業（1.48%）、56～99人規模企業（1.46%）及び100～299人規模企業（1.27%）では、それぞれ下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の企業で、前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

### ○ 産業別の状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、鉱業以外のすべての業種で増加した。実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.52%）と比較すると、

\* 医療・福祉(1.84%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.82%)、製造業(1.70%)及び運輸業(1.69%)では、それぞれ上回ったが、

\* 金融・保険・不動産業(1.45%)、サービス業(1.43%)、建設業(1.43%)、飲食店・宿泊業(1.40%)、複合サービス事業(1.33%)、教育・学習支援業(1.26%)、卸売・小売業(1.25%)及び情報通信業(1.18%)では、それぞれ下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、58.7%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の64.1%となっている。

〔詳細表1(5)〕

## ○ 特例子会社の状況

平成18年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、195社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、9,109.0人であった。

このうち、身体障害者は6,127人、知的障害者は2,932人、精神障害者は50.0人であった。

〔詳細表1(7)〕

## 2 国、地方公共団体における在職状況

### (1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,585.0人で、前年より1.4%増加した。実雇用率は、2.17%であった（前年は2.14%）。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

### (2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は8,176.0人で、前年より1.7%減少した。実雇用率は、2.37%であった（前年は2.34%）。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

### (3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は21,953.0人で、前年より0.6%増加した。実雇用率は、2.23%であった（前年は2.21%）。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

### (4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は9,648.0人で、前年より3.6%増加した。実雇用率は、1.46%であった（前年は1.39%）。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

## 3 特殊法人における雇用状況

特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は7,053.5人で、前年より4.1%増加した。実雇用率は、1.56%であった（前年は1.53%）。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

## 平成18年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	18,652,344 人	283,750.5 人	1.52 %	29,120 / 67,168	43.4 %
	( 18,091,871 人 )	< 281,833 人 > ( 269,066 人 )	< 1.51 % > ( 1.49 % )	( 27,577 / 65,449 )	( 42.1 % )

### 2 国、地方公共団体における在職状況

#### (1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,632 人	6,585.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
	( 303,432 人 )	< 6,543 人 > ( 6,496 人 )	< 2.15 % > ( 2.14 % )	( 37 / 43 )	( 86.0 % )
行政機関	276,619 人	5,977.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
	( 276,352 人 )	< 5,936 人 > ( 5,891 人 )	< 2.15 % > ( 2.13 % )	( 28 / 34 )	( 82.4 % )
立法機関	3,337 人	74.0 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
	( 3,351 人 )	< 73 人 > ( 73 人 )	< 2.19 % > ( 2.18 % )	( 5 / 5 )	( 100.0 % )
司法機関	23,676 人	534.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %
	( 23,729 人 )	< 534 人 > ( 532 人 )	< 2.26 % > ( 2.24 % )	( 4 / 4 )	( 100.0 % )

#### (2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
	( 355,482 人 )	< 8,150 人 > ( 8,318 人 )	< 2.36 % > ( 2.34 % )	( 136 / 156 )	( 87.2 % )
都道府県知事部局	286,083 人	6,809.0 人	2.38 %	46 / 47	97.9 %
	( 296,240 人 )	< 6,799 人 > ( 6,997 人 )	< 2.38 % > ( 2.36 % )	( 45 / 47 )	( 95.7 % )
その他の都道府県機関	59,059 人	1,367.0 人	2.31 %	102 / 116	87.9 %
	( 59,242 人 )	< 1,351 人 > ( 1,321 人 )	< 2.29 % > ( 2.23 % )	( 91 / 109 )	( 83.5 % )

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %
	( 986,517 人 )	< 21,838 人 > ( 21,819 人 )	< 2.22 % > ( 2.21 % )	( 2,902 / 3,771 )	( 77.0 % )

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
	( 670,333 人 )	< 9,637 人 > ( 9,317 人 )	< 1.46 % > ( 1.39 % )	( 65 / 134 )	( 48.5 % )
都道府県 教育委員会	566,655 人	7,995.0 人	1.41 %	2 / 47	4.3 %
	( 577,699 人 )	< 7,987 人 > ( 7,674 人 )	< 1.41 % > ( 1.33 % )	( 1 / 47 )	( 2.1 % )
市町村 教育委員会	92,086 人	1,653.0 人	1.80 %	75 / 105	71.4 %
	( 92,634 人 )	< 1,650 人 > ( 1,643 人 )	< 1.79 % > ( 1.77 % )	( 64 / 87 )	( 73.6 % )

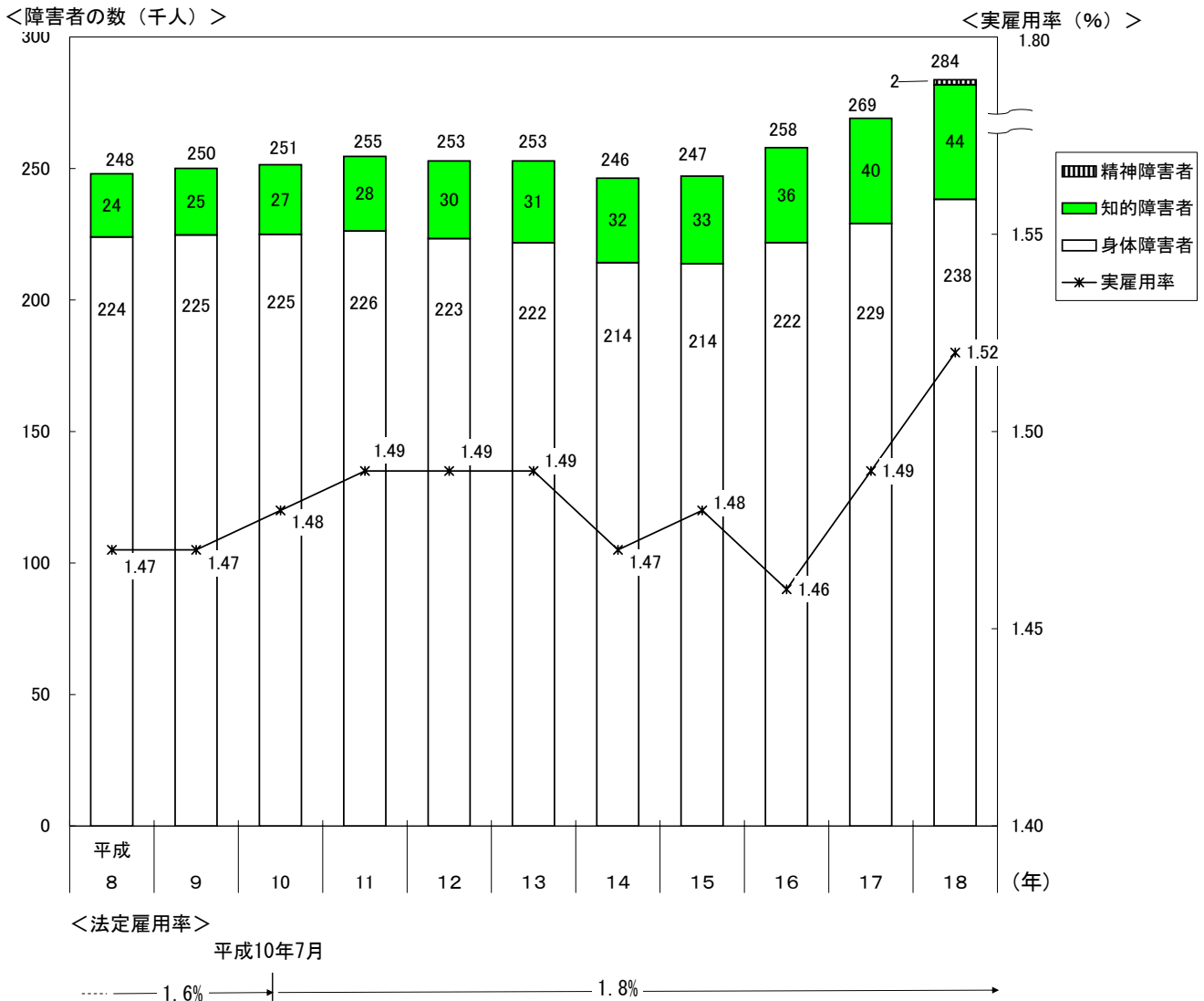
3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
特殊法人	451,534 人	7,053.5 人	1.56 %	134 / 246	54.5 %
	( 442,785 人 )	< 6,904 人 > ( 6,775 人 )	< 1.53 % > ( 1.53 % )	( 104 / 232 )	( 44.8 % )
独立行政法人 等	436,064 人	6,780.5 人	1.55 %	102 / 198	51.5 %
	( 437,281 人 )	< 6,633 人 > ( 6,663 人 )	< 1.52 % > ( 1.52 % )	( 85 / 200 )	( 42.5 % )
地方独立行政 法人等	15,470 人	273.0 人	1.76 %	32 / 48	66.7 %
	( 5,504 人 )	< 271 人 > ( 112 人 )	< 1.75 % > ( 2.03 % )	( 19 / 32 )	( 59.4 % )

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成17年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。
- 7 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

## 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～平成17年度

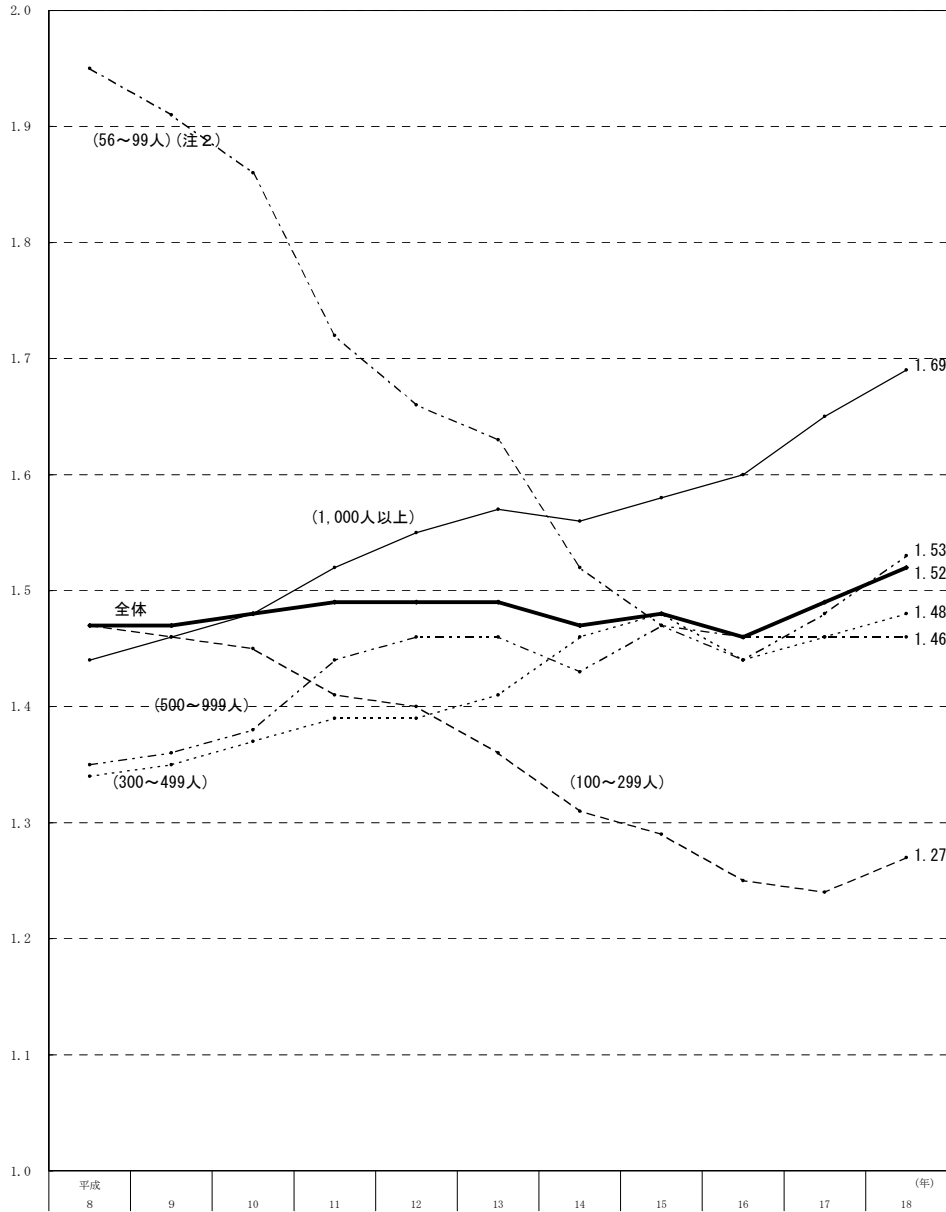
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度

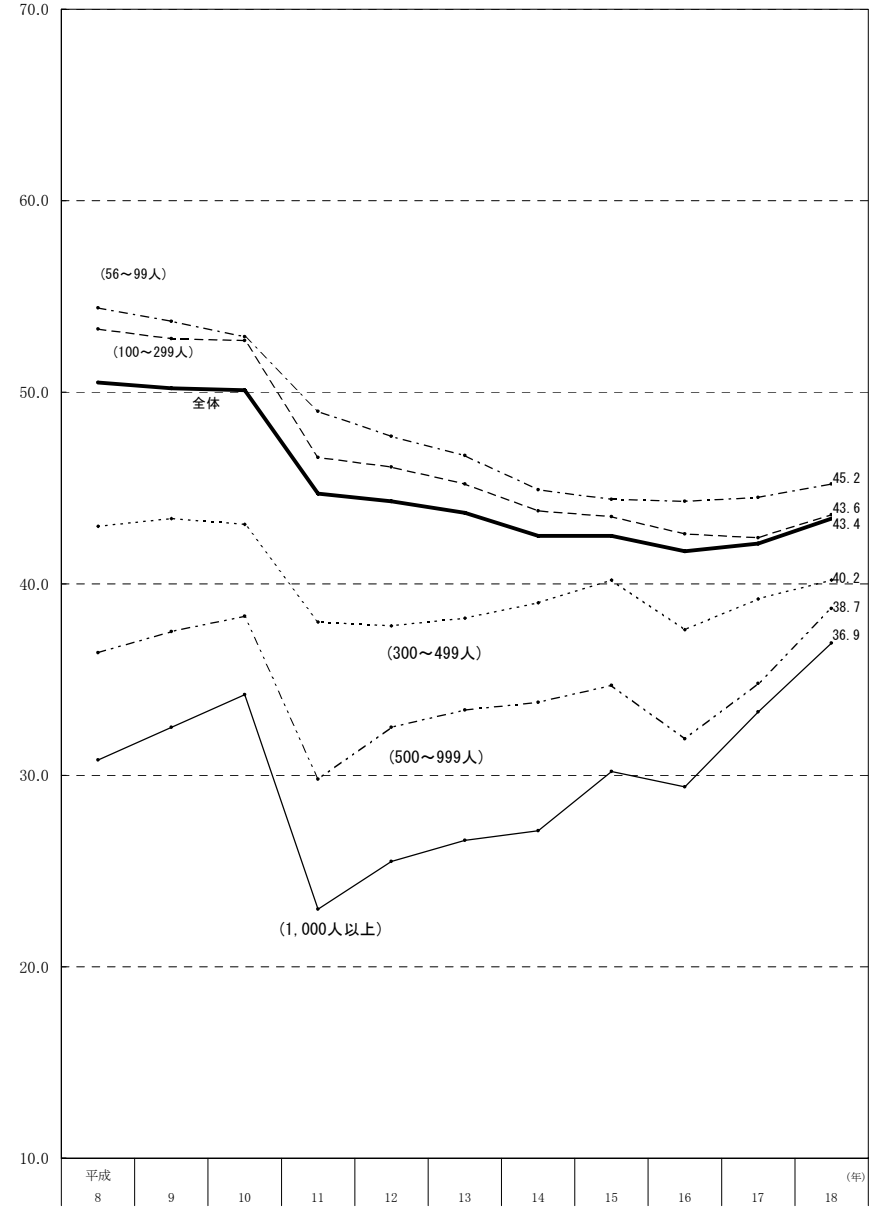
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

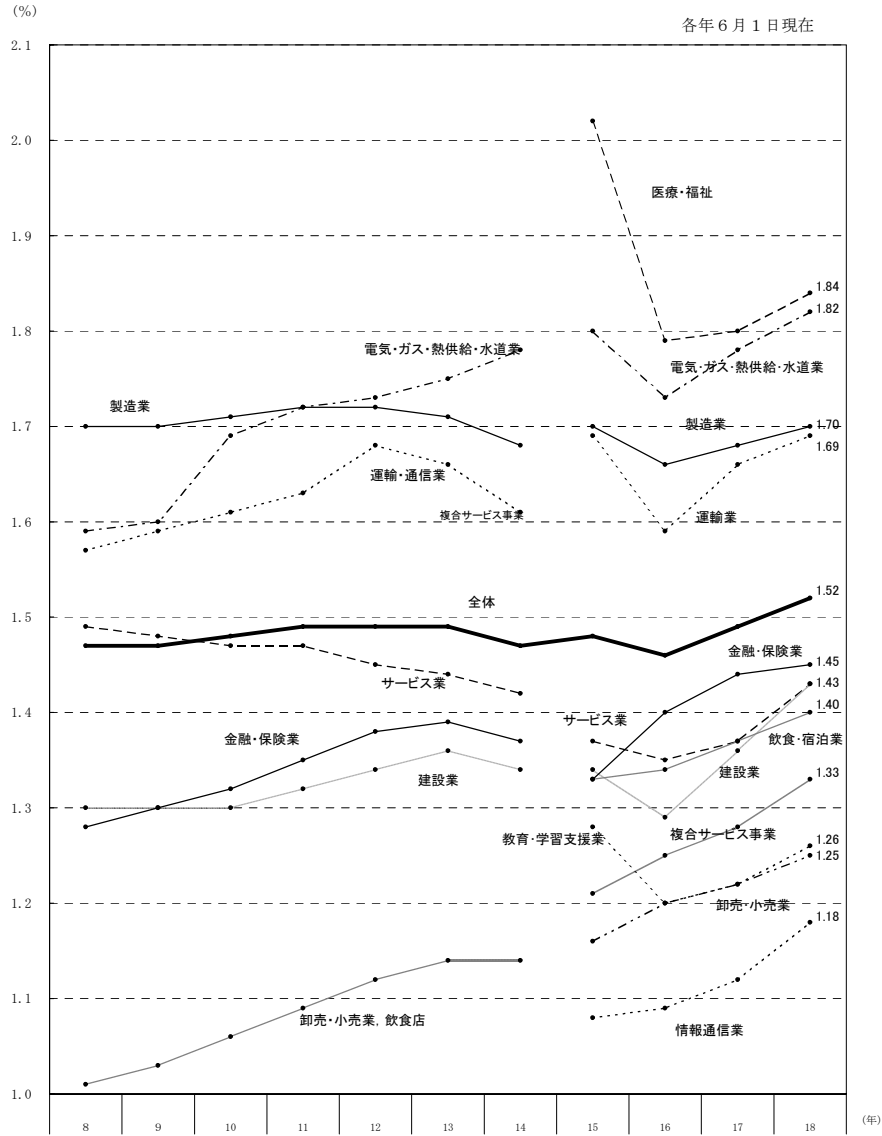
(%) (2) 企業規模別実雇用率 各年6月1日現在



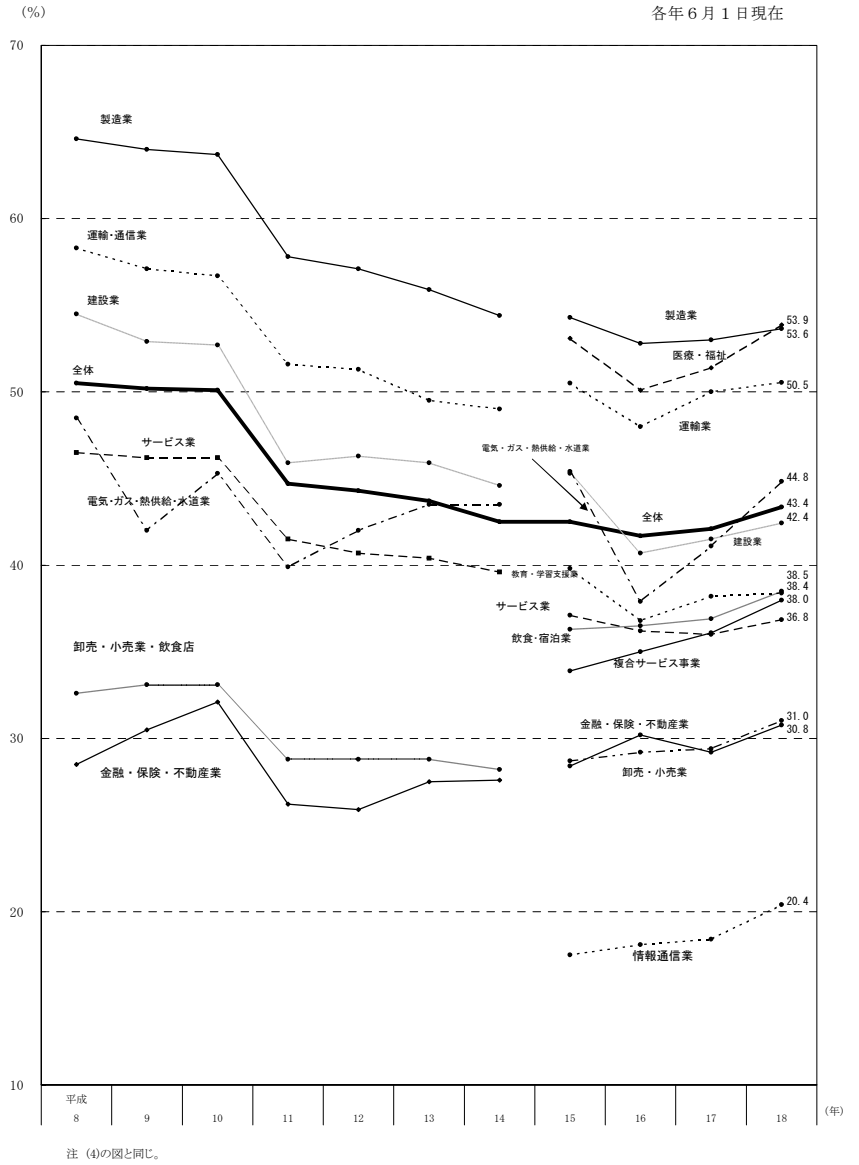
(%) (3) 企業規模別達成企業割合 各年6月1日現在



(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合





## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

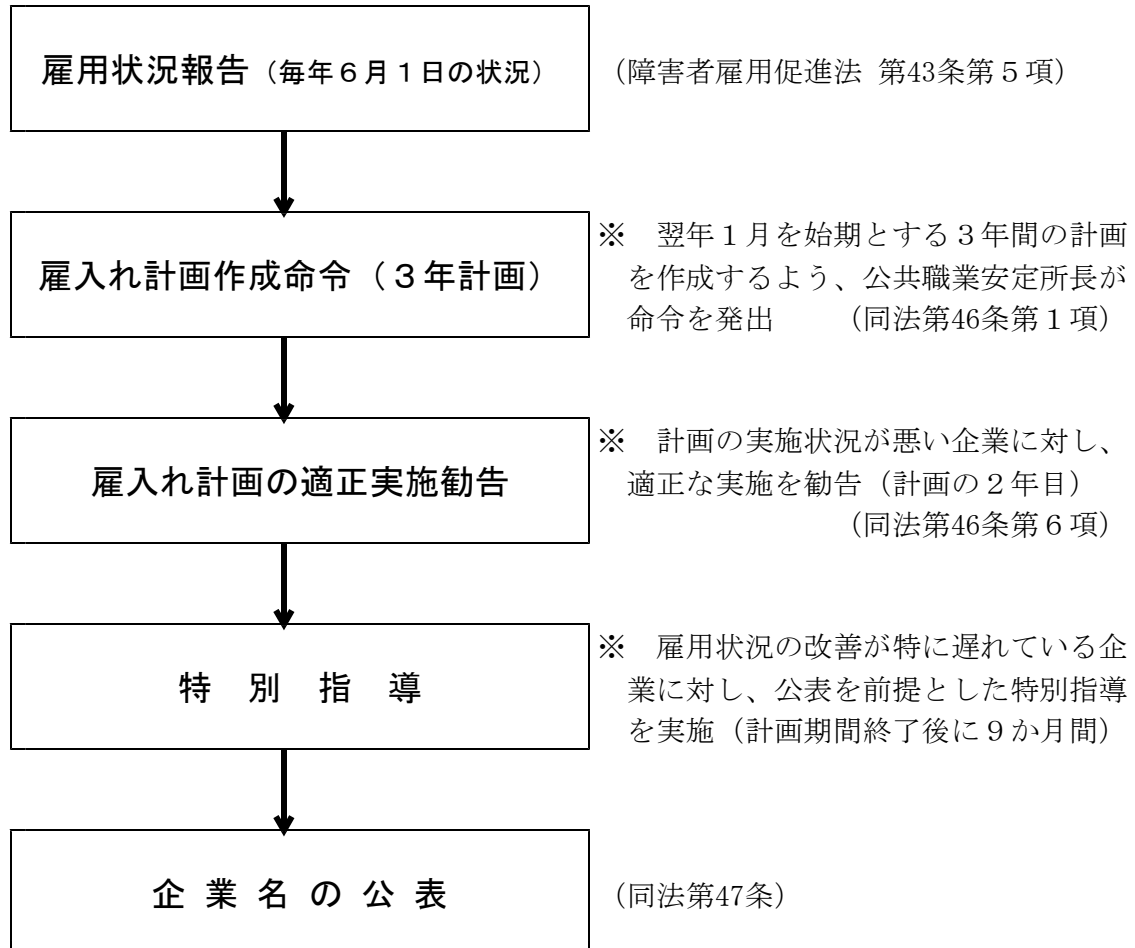
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### [指導実績]

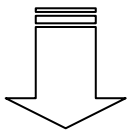
- 平成17年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 456社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 71社
  - \* 「特別指導」の実施 24社
  
- 雇入れ計画を実施中の企業 1, 263社（17年度末現在）
  
- 企業名の公表
  - 平成4年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社

## ◎ 障害者雇用率達成指導の指導基準の見直し（ポイント）

（平成18年度の指導から適用）

### 【民間企業における障害者の雇用状況（平成17年）】

- 実雇用率 1.49%（前年比+0.03%ポイント）  
法定雇用率達成企業の割合 42.1%（〃 + 0.4%ポイント）  
⇒ 障害者雇用は着実に進展。
  
- しかしながら、改善を要する点も多い状況。
  - \* 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、企業規模別で最低（1.24%）。
  - \* 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高水準（1.65%）。しかし、雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低（33.3%）。



雇用率達成指導の指導基準を見直し（平成18年度から）

## ◎ 「雇入れ計画作成命令」の対象範囲を拡大

### ① 指導対象とする実雇用率の水準の見直し（※）

- ・ 1.2%未満 かつ 不足数5人以上  
⇒ 全国平均実雇用率未満 かつ 不足数5人以上

### ② 0人雇用の中小企業に対する指導の強化

- ・ 法定雇用数が3～4人（167～277人規模の企業）であって、0人雇用の企業

### ③ 不足数が多い大企業に対する指導の強化

- ・ 不足数10人以上の企業

（※）①については、平成19年度から実施

## ◎ 目標を設定して、着実に取組を推進

平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

